

## 【定款抜粋】

### 第 6 章 部会及び委員会

#### 第 1 節 部 会

##### (部 会)

第 47 条 本商工会議所に、会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るために、次の部会を置く。

- (1) 商 業 第 1 部 会
- (2) 商 業 第 2 部 会
- (3) 觳 光 サ ー ビ ス 部 会
- (4) 鉱 工 業 部 会
- (5) 建 設 業 部 会
- (6) 農 林 業 部 会
- (7) 運 輸 交 通 部 会
- (8) 理 財 部 会

- 2 会員は、その営んでいる主要な事業に係る部会に属する。
- 3 会員が主要な事業を 2 以上営んでいる場合は、2 以上の部会に所属して意見を述べ、又は表決に加わることができる。
- 4 前項の規定により会員が 2 以上の部会に属している場合においては、あらかじめ人の希望によって定めるいずれか 1 部会においてのみ、2 号議員に選任され、又は当該議員を選任することができる。
- 5 第 12 条（表決権）の規定は、部会の表決権及び選挙権について適用又は準用する。

##### (部会長及び副部会長)

第 48 条 部会に、部会長 1 人及び副部会長若干人を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会において互選する。

##### (部会長及び副部会長の職務)

第 49 条 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

- 3 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。
- 4 部会長は、常議員会に出席して、当該部会に関する事項について意見を述べることができる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職を代行し、部会長が欠員のときはその職務を行なう。

##### (部会の決議の効力)

第 50 条 部会の決議は、常議員会の承認を得て、本商工会議所の決議とすることができる。

(議員総会への報告)

第 51 条 部会長は、部会の会務の状況を毎事業年度少なくとも 1 回議員総会に報告しなければならない。

(準用規定)

第 52 条 第 41 条第 2 項（議員総会の議決方法）及び第 44 条第 3 項（常議員会の招集）の規定は、部会について準用する。

2 第 34 条（役員の任期）の規定は、部会長及び副部会長について準用する。

(部会について必要な事項)

第 53 条 前 6 条に規定するもののほか、部会について必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。

## 部会長及び副部会長

部会名	役職	氏名	企業の名称及び企業上の地位	業種
商業第1	正	高瀬 紳	㈲タカセ 代表取締役	時計貴金属販売
	副	瀬戸 俊郎	㈲瀬戸仏具店 専務取締役	仏具販売
商業第2	正	小林 孝二	㈲いろは商事 代表取締役	食肉加工販売
	副	遠藤 均	㈲出村米穀店 代表取締役	燃料販売
観光サービス	正	川本 雅章	㈱芦別振興公社 代表取締役社長	ホテル・旅館
	副	嶋 大輔	㈱島産業 代表取締役	ビル管理・警備
鉱工業	正	北 正信	㈲北辰電機 代表取締役	電気機械器具製造
	副	定田 明	㈱定田印刷所 常務取締役	各種印刷
建設業	正	宗方 裕之	日新建設㈱ 代表取締役専務	土木・建築
	副	多田 康司	多田建設工業 専務取締役	土木・建築
農林業	正	矢田 富明	矢田木材㈱ 代表取締役	素材生産・造材
	副	吉井 忠	林産加工吉井木材㈲ 代表取締役	製材製造
運輸交通	正	荒川 忠義	㈲中央電装 代表取締役	電装品・自動車用品
	副	坂井 大樹	㈱芦別モータース 代表取締役専務	自動車整備・燃料販売
理財	正	稻津 寿一	(医)中野記念病院 常務理事	医療・介護施設
	副	見澤 繁彦	北門信用金庫 芦別支店長	金融

## 部会

部会名	所属業種
商業第1部会	食料品以外の物品卸売及び小売
商業第2部会	食料品の卸売及び小売
観光サービス部会	観光、飲食、旅館、理美容、その他サービス業
鉱工業部会	製造業、石炭鉱業、看板等
建設業部会	土木、建築、塗装、板金、電気、水道工事等
農林業部会	農畜水産物、造林、造材、木彫等
運輸交通部会	運輸、交通、自動車整備
理財部会	保険、金融、不動産、医療